

佐野市令和元年台風第19号に係る被災設備等再建支援補助金交付要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 災害により被害を受けた事業用設備の再建を支援するため中小企業者に対し、市が交付する令和元年台風第19号に係る被災設備等再建支援補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 令和元年台風第19号による災害をいう。
- （2） 事業用設備 生産用、加工用、搬送用、販売用その他の事業の用に供する設備をいう。
- （3） 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち農林漁業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第2項に規定する農林漁業者をいう。）を除いた者をいう。
- （4） 再建 更新、改修等の再建行為及びこれに付帯する行為をいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 令和元年10月12日以前から引き続き市内で事業活動を営んでいること。
- （2） 災害により被害を受けた事業用設備の再建を令和元年10月13日から令和2年10月12日までの間に行う見込みであること。
- （3） 国、県等から災害による被害の復旧に係る補助金の交付を受けていないこと。
- （4） 佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）、佐野市都市計画税条例（平成佐野市条例第64号）又は佐野市国民健康保険税条例（平成17年佐野市条例第65号）の規定により課された全ての市税に滞納がないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業用設備の再建に要する費用とし、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。ただし、事業用設備を再建したことにより不要となった事業用設備及びそれに付帯するものを売却して得た利益又は災害により得た事業用設備に係る保険金その他これに類するもの並びに市長が補助対象経費に含めることが適当でないと認める利益等がある場合には、当該利益等の額を控除した額を補助対象経費とする。

2 事業用設備に含まれる業務用の車両は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 帳簿又は法人税等の申告書において資産計上されていること。
- （2） 車体に企業名、屋号等が明示されていること。
- （3） 運行記録、業務日報等から業務の用に供していたことが確認できること。

(4) 当該車両に係る任意保険における使用目的が事業使用であり、業務中の事故を保険金の支払い対象とする自動車保険に加入していること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が認めるもの。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、一の中小企業者につき補助対象経費に10分の3を乗じて得た額（その額に3万円未満（その額が3万円を超えるときは、1,000円未満）の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、100万円を上限とする。

2 前項の場合において、市は、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和元年台風第19号に係る被災設備等再建支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業用設備の再建に要する費用が確認できる書類

(2) 被災証明証若しくはその写し又は被害の状況が確認できる写真

(3) 事業用設備の再建後の写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の規定による申請は、令和2年11月12日までに提出するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは令和元年台風第19号に係る被災設備等再建支援補助金交付決定通知書（別記様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、補助金を交付しないことと決定したときは令和元年台風第19号に係る被災設備等再建支援補助金交付申請棄却通知書（別記様式第3号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査について、必要があると認めるときは、当該補助対象者に対し帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は関係者に対して質問をするため現地確認をすることができる。

(交付の請求)

第8条 前条の交付決定通知書の通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和元年台風第19号に係る被災設備等再建支援補助金交付請求書（別記様式第4号）に交付決定通知書の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

令和元年台風第19号に係る被災設備等再建支援補助金交付申請書

年 月 日

佐野市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

印

電話番号

令和元年台風第19号に係る被災設備等再建支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

被災事業所の 所在				
事業用設備の 再建の内容	内 訳			
	設備等の名称	更新・改修等の別	金額(円)	備考
補助対象経費				円
控除額				円
補助金申請額				円
添付書類	(1) 事業用設備の再建に要する費用が確認できる書類 (2) 災証明証若しくはその写し又は被害の状況が確認できる写真 (3) 事業用設備の再建後の写真			

(同意及び誓約事項)

令和元年台風第19号に係る被災設備等再建支援補助金の交付に係る審査のために必要がある場合は、私（当社）の市税の納付状況を調査することに同意します。また、申請した補助対象経費は、災害により被害を受けた事業用設備の再建に係るものであることに相違ありません。

同意者 住所又は所在地

(誓約者) 氏名又は名称

代表者氏名

印

別記様式第4号（第8条関係）

令和元年台風第19号に係る被災設備等再建支援補助金交付請求書

年 月 日

佐野市長 様

請求者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

⑩

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた令和元年
台風第19号に係る被災設備等再建支援補助金の交付を次のとおり請求しま
す。

交付決定額		円		
振 込 先	金融機関名	銀行・信用金庫 農協・労働金庫		
	店名等	本店・支店・出張所		
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義			
添付書類	令和元年台風第19号に係る被災設備等再建支援補助金交 付決定通知書の写し			